

製造所等において行われる変更工事の取扱基準

第1 製造所等において行われる変更工事

1 製造所等において行われる変更工事の種類

(1) 変更の許可を要する変更工事

変更の許可を要する変更工事とは、製造所等において変更工事が行われる結果、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）の内容に関係が生じる変更工事のことをいう。具体例は、危険物申請等事務手続基準「第7 製造所等の申請区分」を参照とする。

(2) 軽微な変更工事

軽微な変更工事とは、製造所等にて変更工事が行われる結果、技術上の基準の内容と関係が生じない変更工事又は保安上の問題を生じさせない*変更工事のことをいう。

※変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

- ① 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- ② 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ③ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- ④ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

2 資料等により確認を要する変更工事

(1) 資料等により確認を要する変更工事

「変更の許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」のいずれに該当するかが事前に明白でないために、工事の内容を資料等により事前に確認する必要のある変更工事のことをいう。

(2) 具体的運用

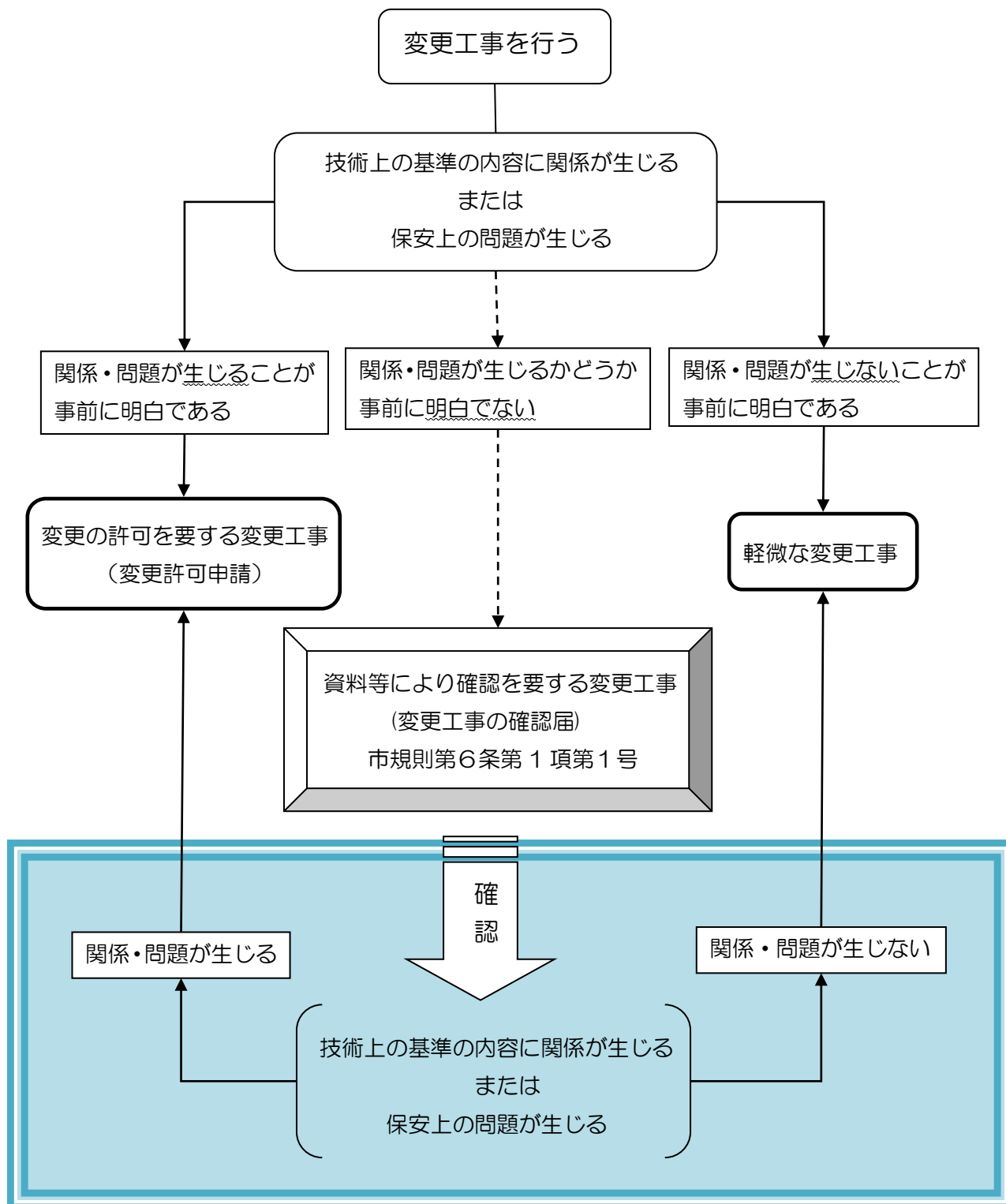
製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではない。また、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは、いたずらに申請者に負担をか

けるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではないが、保安上の問題が生じるかどうか、すべて事前に明白であるわけではない。

したがって、「変更の許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」のいずれに該当するかが明らかでない工事については、「資料等により確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認するものである。(図1参照)

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前述の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

資料等の提出については、堺市危険物規制規則（以下「市規則」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき変更工事の確認届出書（様式第12号）により求めることができる。



注意： 内は、消防が行う事項でそれ以外は事業所が行う事項。

図1 製造所等において行われる変更工事の手続きに係るフローチャート

3 判断

「変更の許可を要する変更工事」、「資料等で確認を要する変更工事」及び「軽微な変更工事」に関する具体的な判断の例示については別表1のとおりであるが、変更工事の内容はさまざまであることから、形式的に一律に判断するのではなく、図1に定める「製造所等において行われる変更工事の手続きに係るフローチャート」に沿って判断することを原則とする。

なお、別表1に掲げられていない工事であっても、変更の内容がこれらの例の何れかと同等であると認められるものについては、第1-1及び2を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。

第2 軽微な変更工事において溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合

軽微な変更工事において、溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合は、市規則第6条第1項第2号及び第3号によって、資料の提出を求めることができる。ただし、法第11条第1項（変更許可申請）及び同条第5項ただし書き（仮使用承認）の規定による申請及び市規則第6条第1項第1号（資料等により確認を要する変更工事）の規定による届出にて、その内容が確認できる場合は、申請者に同様の届出を重複して求めてはならない。

(1) 溶接溶断等の火花を発する器具とは、使用に際して火花を発する器具のうち発熱部が外部に露出している器具のことをいう。よって、ハンマー・グラインダーは使用に際して火花を発する場合があるが、発熱部が外部に露出していないため「溶接溶断等の火花を発する器具」には該当しないものである。

(2) また、著しく災害発生のおそれのある作業とは、製造所等において危険物の貯蔵又は取扱いが通常の状態では行われない作業のことをいう。

(例)

- ・ 定期修理に伴う製造所等の停止又は再開する作業
- ・ 災害の発生のおそれのある場所（災害の発生のおそれのある場所とは可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。）で、応急措置としての工事又は検査等を行う作業がある。

(3) 軽微な変更工事において溶接溶断等の火花を発する器具を使用する場合及び著しく災害発生のおそれのある作業を行おうとする場合の手続きに係るフローチャートは図2のとおりである。

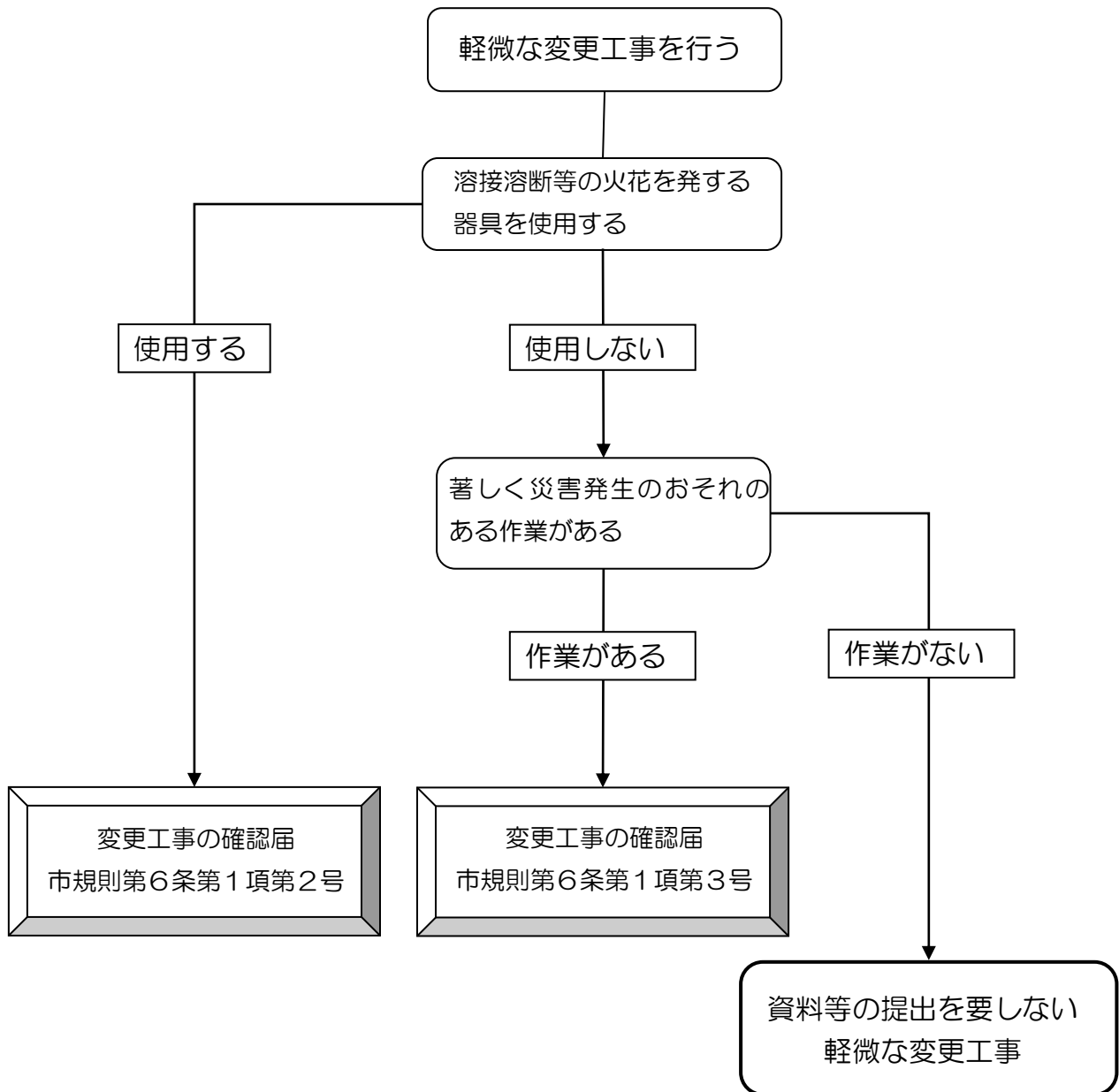


図2 火花を発する器具を使用する場合等の手続きに係るフローチャート

第3 その他

(1) 完成検査前検査の範囲

液体危険物タンク本体の変更工事に係る完成検査前検査範囲は、別表2（特定タンク）及び別表2-2（特定タンク以外）による。

(2) 軽微な変更工事の注意点

軽微な変更工事を実施する場合は、火災予防上必要な措置を講じなければならない。また、許可施設毎に実施日及び内容等を記録しておくものとする。

(3) 軽微な変更工事部分の完成検査の省略

一の変更許可の申請において、変更の許可を要する変更工事と軽微な変更工事（許可申請時に資料等により確認を要する変更工事の内容が確認された結果、軽微な変更工事となった場合を含む。）が同時に行われる場合には、軽微な変更工事に係る部分については、完成検査を要しない。

別表の説明

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」、及び「改造」に区分する。

2 用語の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

なお、液体危険物タンク本体の補修については次による。

① 重ね補修

母材表面に当板を行い当該当板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当板を除く。）をいう。

② 肉盛り補修

母材及び部材の表面に金属を溶接する補修をいう。

③ 溶接部補修

溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみ場合は除く。）をいう。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

3 別表中の記号

別表1 関係

記号	記号の意味
◎	変更の許可を要する変更工事 <u>(第1 1 (1)に該当するもの)</u>
○	資料等により確認を要する変更工事 <u>(第1 2 (1)に該当するもの)</u>
×	軽微な変更工事 <u>(第1 1 (2)に該当するもの)</u>
—	通常想定されない変更工事又は該当しないもの

別表2 及び別表2-2 関係

記号	記号の意味
◎	変更の許可を要する変更工事
○	許可、確認を要する変更工事の別の欄にあっては、資料等により確認を要する変更工事に該当するもの。その他の欄にあってはその対象となるもの。
★	タンク本体に係る変更工事
△	非破壊検査等を自主的に実施することが望ましいもの。
●	水張検査の代替が認められるもの。